

**◆第102号議案 指定管理者の指定の件（(仮称)箕面市立船場生涯学習センター）**

無所属の中西智子です。

第102号議案 指定管理者の指定の件（(仮称)箕面市立船場生涯学習センター）について、簡潔に反対討論を行います。

この議案は、先ほどの第101号議案と同様に、2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間、(仮称)箕面市立船場生涯学習センターの管理運営について、国立大学法人大阪大学を指定管理者に指定する、というものです。

箕面市は指定管理料を支払わず、大阪大学は利用料金制で指定管理を行うことになっています。

さて、箕面市立生涯学習センター条例には、第一条基本理念において、地域の社会教育施設として、社会教育法に規定する公民館の精神を尊重するとともに、生涯学習その他市民の文化活動を保障する事業の実施を図り、もって市民意識の高揚と地域社会の向上発展に寄与しなければならない、とあります。

地域生活に根ざす事業や生活文化を高める事業、地域連帯を強める事業が求められると考えます。また箕面市生涯学習審議会条例では、第二条において「生涯学習に資するための施設の総合的な推進に関する事項について、箕面市教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するほか、生涯学習の振興に関し、委員会に意見を申し出ることができる」とあります。しかし、この審議会である社会教育委員会議は、2017年2月に開催されたきりで、今年度は一度も開かれていません。委員にも(仮称)船場生涯学習センターに関する情報が提供されないなかで、指定管理に関する仕様書や協定書が作成されました。施設の目的を尊重するならば、社会教育委員会議でしっかり審議されるべきであったと考えます。

また、船場生涯学習センターには、利用ニーズや採算性が見込める音楽室は充実していますが、他の生涯学習センターに設置されている調理実習室や工芸室、美術室、子育て支援の保育室として利用するプレイルームがありません。これでは地域住民のニーズや社会教育施設としての目的がしっかり果たせるものとは言い難く、指定管理者・大阪大学を意識したからではないかとさえ思えてしまいます。

さらに、利用料金は明らかにされていません。新しい施設であるという点と、近隣施設の料金を参考にするので、市内の他の生涯学習センターの料金よりも高くなるであろうと示唆されています。ここでもやはり、市民本位ではなく、利用料金制のもとで指定管理者への配慮が優先されている、といえるのではないのでしょうか。大阪大学ありきで、適切な指定管理料を払わずに、利用料金制のみで委ねる、という制度設計が本来あるべき施設整備や運営体制を歪めているように思えてなりません。

加えて、協定書における気がかりな点については、第101号議案で述べたとおり、業務の範囲として「国立大学法人法」の掲げる業務の範囲に限る、と規定されていることです。

以上の理由から本議案について反対であることを表明し、私の討論といたします。